

令和7年7月22日

関係者 各位

ご 回 答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和7年7月14日付けの「第2次土壤ボーリング調査の調査報告書及び除染対策工事概要書送付に係る意見及び要請書」に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。

草々

記

1 要請事項1に対するご回答

再度、説明会の開催についてご要請いただきましたが、「横浜市磯子区洋光台3丁目における土壤調査報告書」及び「汚染除去等計画書」記載のとおりですので、現時点において、説明会を開催することは予定しておりません。

2 要請事項2に対するご回答

解体工事及び汚染除去工事は同時期に実施することを予定しており、同工事の実施の前には、家屋調査のご案内をさせていただく予定であります。

家屋調査及び損害賠償に関する合意が締結できない場合、当方としても、その旨を施工事業者にお伝えする予定であります。

また、汚染除去工事に関しては、「汚染除去等計画書」記載のとおりですので、現時点において、説明会を開催することは予定しておりません。実施時期、施工事業者等を決定しましたら、別途、お知らせ申し上げます。

3 第1次調査と第2次調査の関係に関する貴殿らのご意見に対する当方の見解

第1次調査と第2次調査の関係に関して、「第1次調査と第2次調査結果で各々検出された数値について、一方が他方を否定する関係にはない」旨のご指摘をいただきましたが、第1次調査は、土壤ガス調査であり、これは土壤汚染対策法に定められる第1種特定有害物質の存在の有無を確認するために行う調査となります。

このガス調査により、今回の対象区画の内「B2-7」においてトリクロロエチレンが1.2volppm検出されました（気体の場合の単位は「volppm」により表示）。

土壤汚染対策法において、土壤ガス分析の定量下限値（正確に定量（分析）できる最小値のこと）0.1volppm以上が検出された今回のような場合、土壤試料を採取し、その土壤溶出量を測定することとなっております（土壤汚染対策法施行規則8条及び

平成15年3月6日環境省告示第16号，第2，6．（18頁参照））。

したがって，第1次調査（ガス調査）の分析結果（数値）は，土壤汚染の可能性を示唆するものであり，土壤汚染の可能性が否定できないことから，それを判断するために，第2次調査を行うものです。

よって，ガス調査で検出された場所の地表から深さ10mまでボーリング調査を行い土壤溶出量調査を行いました。この調査が第2次調査であり，この調査の土壤溶出量が土壤汚染対策法における環境基準となります。

そして，トリクロロエチレンの場合，土壤溶出量は1L当たり0.01mg（0.01mg/1L）が基準となり今回検出された数値は0.021mg/Lとなりますので，基準値の2.1倍という結果となりました。

以上のとおり，当方といたしましては，第2次調査の結果が土壤汚染の実態を適正に反映しているものであると思料しております。

そのため，第1次調査の結果に基づく特定有害物質が基準値の40倍，120倍検出された旨の記載は，調査結果により判明した事実と異なるものでありますので，速やかに訂正されたく，改めて，お願い申し上げます。

以 上